

平成30年7月豪雨災害により被災した児童生徒等に関する調査票

学校名: _____

平成30年7月豪雨において被災等して、授業料減免等が必要となった私立の小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校に通う児童生徒(以下「要支援児童生徒」という。)について、以下の調査内容に回答下さい。
 ※学校ごとに回答してください。

1. 平成30年7月豪雨による要支援児童生徒数について

学校区分	要支援児童生徒数(人)	家計急変が平成30年7月豪雨に起因することの確認状況			2. ②に記載する減免要件に該当する生徒数(見込)	
		①家計維持者の死亡、行方不明、疾病等(人)	②家計維持者の失業等(人)	③その他(家屋の被害等)(人)	具体的な内容	
					(A)	(B)
記載例	100	20	20	0		
小学校						
中学校						
高等学校						
中等教育学校						

大阪府で記載するため、回答不要です。

2. 都道府県の補助要件について (交付要綱等の提出を持って回答に代えることも可とします)

①現状の補助要件(補助対象、支援額、補助率等)について記載下さい。	
②平成30年7月豪雨により、補助要件の変更等した場合(検討中も含む)その内容について記載してください。	次の(A), (B)いずれかに該当する場合、「収入が著しく減少した場合」とみなす。 (A) 次のア、イの全てに該当する場合 ア: 平成30年の総所得金額見込額から平成30年7月豪雨による損害を復旧するために負担した費用の額(平成30年度支出見込額を含み、保険金等による補てん額を除いた額)を差し引いた額が平成29年の総所得金額の2分の1以下になっていること。 イ: 平成29年の課税総所得金額が98万円に次の金額(※)を加えた額を超えている場合であって、平成30年の課税総所得金額(見込)から損害を復旧するために負担した費用の額を差し引いた金額が98万円に次の金額を加えた額以下となっていること。 (B) 次のウ、エの全てに該当する場合 ウ: 平成30年7月豪雨に起因する事情により、平成30年の総所得金額見込額が平成29年の課税総所得金額の2分の1以下になっていること。 エ: 平成29年の課税総所得金額が98万円に次の金額(※)を加えた額を超えている場合であって、平成30年の課税総所得金額(見込)が98万円に次の金額を加えた額以下となっていること。 (※)・0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり330千円 ・16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり120千円